

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年3月4日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-221 ~223	ラッキー自動車株式会社 外2社	○適用運賃 一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について（九運公第4号） 福岡A地区自動認可運賃表 ・D運賃かつ初乗短縮（中型車）	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年2月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-272 ~220	中岡 誠 外56名	○イベント定額運賃の設定 福岡ドームにおけるプロ野球の開催日に、以下の定額運賃 (往路のみ)を設定する。 博多駅 → 福岡ドーム 小型車:1,800円 天神 → 福岡ドーム 小型車:1,300円	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成24年12月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-163	大和 信之	<p>○イベント定額運賃 博多の森競技場におけるアビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日及び同競技場で開催される各種イベント又は各種競技開催日に、以下の定額運賃を設定する。 ただし、アビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日以外については、イベント等主催者の要請があった場合に限る。</p> <p>Aコース 競技場～天神間 小型車：2,200円</p> <p>Bコース 競技場～JR博多駅 小型車：1,600円</p> <p>Cコース 競技場～福岡空港 小型車：800円</p> <p>Dコース 競技場～西鉄大橋駅 小型車：1,700円</p>	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成24年10月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-156	株式会社 遠賀タクシー	○ハイヤー運賃 ・時間制運賃(普通車) 初乗 15分または 5Km 800円 加算 15分または 6Km 800円	北九州交通圏	
24-157	大和タクシー交通 株式会社	○ハイヤー運賃 ・時間制運賃(普通車) 初乗 15分または 5Km 800円 加算 15分または 6Km 800円	北九州交通圏	

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-158	福岡エムケイ 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・距離制運賃（大型車及び中型車） <ul style="list-style-type: none"> 初乗運賃 1. 2キロメートルまで 500円 加算運賃 <ul style="list-style-type: none"> 1. 6キロメートルまで 200メートルまでごとに 50円 1. 6キロメートルを超える場合 231メートルまでごとに 50円 時間距離併用制運賃及び待料金 <ul style="list-style-type: none"> 時速10キロメートル以下の運行時間について 1分25秒までごとに 50円 ・運賃の割増及び割引 <ul style="list-style-type: none"> 深夜早朝割増 23時～5時 2割増 身体障害者割引 1割引 知的障害者割引 1割引 遠距離割引 5,000円を超える部分につき 5割引 大口割引 月間100万円以上の利用があった者 1割引 利用金額割引 月額1万円以上の利用があった者 1割引 ・時間制運賃（大型車及び中型車） <ul style="list-style-type: none"> 30分までごとに 2,000円 ・料金 <ul style="list-style-type: none"> ハイグレード車両予約料金 A 1回ごとに 1,000円 ハイグレード車両予約料金 B 1回ごとに 2,000円 	福岡交通圏	
24-159 ～162	株式会社 国際タクシー 外3社	<p>○イベント定額運賃の設定</p> <p>福岡ドームにおけるプロ野球の開催日に、以下の定額運賃（往路のみ）を設定する。</p> <p>博多駅 → 福岡ドーム 小型車:1,800円 天神 → 福岡ドーム 小型車:1,300円</p>	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成24年10月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第6号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-67 ~155	安川タクシー株式会社 外88社	○イベント定額運賃の設定 福岡ドームにおけるプロ野球の開催日に、以下の定額運賃 (往路のみ)を設定する。 博多駅 → 福岡ドーム 小型車:1,800円 天神 → 福岡ドーム 小型車:1,300円	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成24年9月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第5号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-7~39	北九州第一交通 株式会社 外32社	○イベント定額運賃の設定 北九州市において、B級ご当地グルメの祭典B-1グランプリが 開催される期間（平成24年10月20日～平成24年10月21 日）に以下の定額運賃を設定する。 シーサイド会場（あさの汐風公園） ～リバーサイド会場（勝山公園） 普通車 850円	北九州交通圏	
24-40 ~66	有吉 徹 外26名	○イベント定額運賃の設定 北九州市において、B級ご当地グルメの祭典B-1グランプリが 開催される期間（平成24年10月20日～平成24年10月21 日）に以下の定額運賃を設定する。 シーサイド会場（あさの汐風公園） ～リバーサイド会場（勝山公園） 普通車 850円	北九州交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成24年8月31日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第4号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-5~6	串木野モーター株式会社 外1社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	いちき串木野市	

九州運輸局長
平成24年8月13日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成24年8月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-3~4	有限会社 銀星タクシー 外1社	○公共的割引の設定 ・高齢者割引 満65才以上の旅客に対し1割引	都城交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成24年8月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-2	南福岡自動車株式会社	○適用運賃 一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について（九運公第4号）福岡A地区自動認可運賃表 ・下限かつ初乗短縮（小型車）	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成24年7月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
24-1	竹田 哲也	<p>○イベント定額運賃 博多の森競技場におけるアビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日及び同競技場内で開催される各種イベント又は各種競技開催日に、以下の定額運賃を設定する。 ただし、アビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日以外については、イベント等主催者の要請があった場合に限る。</p> <p>Aコース 競技場～天神間 小型車：2,200円</p> <p>Bコース 競技場～JR博多駅 小型車：1,600円</p> <p>Cコース 競技場～福岡空港 小型車：800円</p> <p>Dコース 競技場～西鉄大橋駅 小型車：1,700円</p>	福岡交通圏	